
秋田県湯沢市

かわつら

川連漆器製品普及拡大支援補助金

実績報告の手引き

補助金交付決定後の手続き

1. 漆器製品の発注

補助金の申請書類を作成したときに、見積書を徴取した漆器販売事業者に対し、補助金の交付決定を受けた旨を伝え、漆器製品を正式に発注してください。

発注に当たっては、見積書記載の内容（商品構成および金額）を変更せず行ってください。

2. 漆器製品の納品

漆器販売事業者から、漆器製品の納品を受けてください。注文内容、数量等に関違いがないか検品した上で、写真を撮影してください。また、納品された漆器製品について「川連漆器の産地組合が証明した書類」の交付を受けてください。

3. 漆器製品の使用と公表

検品した漆器製品について、物品台帳を整備し、事業用に使用してください。

また、「秋田県湯沢市の川連漆器」を使用している旨を、広告宣伝媒体で2週間から1カ月以上の期間を目安に公表し、その証拠となる写真、掲載サイトのURL、スクリーンショット等を本市に送付してください。

広告宣伝媒体等の例は次のようなものです。

- ・店内で配布する品書き、パンフレット、チラシ等の印刷物
- ・事業所の公式ホームページ
- ・事業所のSNSアカウント
- ・事業所を紹介する動画（ホームページや動画サイトにアップロードするもの）

※必ず「秋田県湯沢市」「川連漆器」の両方の語を使用してください。

4. 「湯沢の地酒で乾杯セット」の提供について

「湯沢の地酒で乾杯セット」を提供する旨を申請した方は、購入した漆器製品のほか、湯沢市産の「稲庭うどん」「いぶりがっこ」「酒類」を仕入れた上で、2週間から1カ月以上の期間、同メニューを提供してください。

「湯沢の地酒で乾杯セット」を提供した証拠として、「納品書^{*1}」「調理後、提供前の乾杯セットの写真」「メニュー表示の写真」などを保存してください。

*1：納品書のみで、湯沢市産としての製造元や商品の判断が困難な場合は、追加で納品商品の写真

5. 実績報告と補助金交付の条件

漆器製品を使用し、お客様にご紹介していただいた後は、所定の「補助金等実績

報告書」に「川連漆器を購入した証拠書類」「川連漆器の使用を公表したことの証拠書類」を添付して本市に提出してください。

提出が必要な書類は次のとおりです。

＊各書類の準備ができましたら、実績報告書及び請求書に日付を入れる前にご連絡をいただければ、事前審査いたします。

- (1) 補助金等実績報告書（様式第8号）
- (2) 川連漆器製品普及拡大支援補助金事業実施調書（様式第4号）
- (3) 購入製品の写真（納品時等に撮影したもの）
- (4) 購入製品の領収書の写し
- (5) 購入した漆器製品が川連漆器製品であることを川連漆器の産地組合が証明した書類（原本）
- (6) 湯沢の地酒で乾杯セットを提供した場合は、提供を証明する書類（写真や納品書等写し）
- (7) 補助金の請求書

6. 補助金の実績報告関係書類の提出方法

次の宛先に送付してください。

- (1) 郵送の場合

〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号 湯沢市役所産業振興部商工課 宛

- (2) 電子メールの場合

メールアドレス bussan-gr@city.yuzawa.lg.jp

※原本の提出が必要な次の書類については、速やかに郵送願います。

- ・ 5. (5)購入した川連漆器製品について川連漆器の産地組合が証明した書類
- ・ 5. (1)及び(2)の書類を手書きした場合(ボールペン等消えないインクで記入のこと。修正ペン・修正テープの使用は不可。)

※申請書を受理した場合は、必ず本市から返信メールをお送りします。ただし、本市のセキュリティフィルタ処理により、担当課側で電子メールを受信できない場合がありますので、申請後、数日経っても本市から返信のメールがない場合は、必ず電話で担当課にお問い合わせください。

【補助金に関するお問い合わせ・申請受付】

湯沢市役所 産業振興部 商工課

電話 0183-73-2135 または 0183-55-8186

メールアドレス bussan-gr@city.yuzawa.lg.jp

<https://www.city-yuzawa.jp/soshiki/45/5107.html>



【川連漆器製品に関するお問い合わせ・ご相談】

秋田県漆器工業協同組合

電話 0183-42-2410

<http://www.kawatsura.or.jp/>

